



< 我国の法典制定とその後の社会の変化そして明治大学の建学の精神 >

1867年（慶応3年）10月、徳川幕府15代将軍「徳川慶喜」が統治権を返上する旨を記した書面を朝廷に提出。翌年1868年「明治天皇」からの許可を受けて明治時代が始まる。

明治政府の政策は、殖産興業と富国強兵であった。それには法治国家として法の制定が重要な仕事であり早急な対応に迫られていた。

新政府は、明治3年大政官に民法編纂の会を設置し会長を江藤新平（後に司法卿）とした。そして会長はフランス民法を我国の民法とすべく翻訳担当を箕作麟祥に依頼した。

しかしフランス民法のドロアーシダールを「民権」と訳したところ、会員からは民に権利があるとは何事だと非難される等、戦後民主主義体制とは異なる考え方での出発となった。

この時、江藤会長の仲裁は「活かさず、殺さず、しばらくこれを置け、他日必ずこれを活用する時あらむ」であった。氏は後年の民権論勃興を予測していたのである。

しかし征韓論につまずいて憲政発展のためにこの鋭才は用いられなかった。

※ 箕作麟祥は、他にも権利・不動産・抵当権といった法律用語を作った人として知られており、法政大学の初代学長を務めた。

明治19年12月11日、有楽町島原邸より神田駿河台に移転した明治大学は、翌明治20年9月、新たに名誉校員の制を設け、ボアソナード・箕作麟祥ら5名を推薦している。

※ フランスは民衆が1789年、革命により自由・平等・博愛を勝ち取った国民主権の国であった。

明治22年春 帝国憲法が公布されたが、その後明治23年および25年の法典争議（商法・民法両法典の実施断行の可否に関する争議）があり、これは英国法律を学んだ者の延期して改修（延期派）と、仏国法律を学んだ者の予定期日に断行（断行派）の争いであった。

この延期派と断行派の争いは法学教育の中にみることができる。明治5年、司法省は明法寮に法学生徒を募集してフランス法を教授、そして明治7年、東大の前進、東京開成学校でイギリス法の教授が行われた。

これが、法学者が二派に分かれる端緒とる。

司法省の明法寮は明治17年に東京法学校、そして明治18年に東大の法学部に合併されてフランス法学部となり、ここに明治19年帝国大学令が發布されてドイツ法科が加えられる。

法典発布時には、明法寮を出たフランス法学者と大学（東京開成学校）を出たイギリス法学者の二派となる。

そして民間では

英国法・・・東京法学院（中央大学）、東京専門学校（早稲田大学）

仏国法・・・明治法律学校（明治大学）、和仏法律学校（法政大学）

と二派に分かれて激しい法典論争が繰り広げられていた。

第一回帝国議会で民法・商法が発布されたが実施の時期を巡って英国法の阻止行動。

商法の実施時期を巡っては政府側も極力断行派の運動を助けるものの結果は延期派が大勝して明治26年1月1日まで延期することになる。

延期派・・・元田肇、岡山兼吉、大谷木備一郎、
関直彦、末松謙澄

断行派・・・井上正一、宮城浩蔵、末松三郎

延期派大勝 189対67

その後、民法実施時期を巡っても対立

明治 25 年 法学院（中央大学）から法典実施延期意見が出される。

これに対して、明治法律学校の岸本辰雄、熊野敏三、磯部四郎、本野一郎、宮城浩蔵、杉村虎一、城数馬の法典実施断行意見を提出。

梅謙次郎、高木豊三の明法会の会員や法科大学フランス部の若槻礼次郎、荒井賢太郎、入江良之、岡村司、織田萬、安達峰一郎も断行意見を支持。

この時、延期派の穂積八束の「民法出デテ忠孝亡ブ」は有名な言葉である。

そして民法実施は明治 29 年 12 月 31 日まで延期となる。

延期派の勝利

明治 29 年 1 月 第九回帝国議会
明治 29 年 12 月 29 日に法律第 94 号として公布

民法の残部親族相続編は明治 30 年 12 月に議会に提出された。明治 31 年 6 月 21 日に公布。

<参考>

法律の学語

津田真道、西周、加藤弘之、箕作麟祥

「憲法」箕作麟祥 明治 6 年 「フランス六法」のコンスティテューションを訳す。帝国大学では明治 19 年憲法の語を用いる。

「民法」津田真道
慶応 4 年戊辰の年 オランダ語のブルゲルリーク・レグトを訳す。
その後、箕作麟祥がフランス語のコード・シベールを民法と訳す。

「国際法」箕作麟祥
明治 6 年、ウールジーのインターナショナル・ローを訳す。

「自由」
自主・自尊・自立・自在の語はあったが自由は福沢諭吉。

明治大学の建学の精神

明治34年1月17日、創立20周年の式典が7月6日に開催された。当日岸本校長は「本校は未だかつて国家の保護を受けず、富豪の庇護を仰がず、否其れに止まらず創立当初は当局の猜忌さえ被り、逆境又逆境、逆境相踵ぎて、而して本校幸に此か爲に屈壊せず、却て漸次校運の隆盛を致して、茲に満二十年を迎へたのである。」と追懐している。

フランス法は自由・平等主義に重きを置いたもので明治大学のスローガンである権利自由・独立自治の精神の根元と考えられる。

権利自由・独立自治は、校歌の二番に出てくるが民権を抑え国としての統制を図るために戦時中は歌うことを当局に禁じられたとの記録がある。

明治法典制定から120年そして戦後約80年、すなわち明治法典制定から約40年後に大戦に突入し、4年間の戦争期を経てその後80年である。国民の基本的な人権が憲法に謳われ、家制度は崩壊しパワハラ・セクハラそして主従関係、性被害が非難され、個人の自由・権利が大きく取り上げられ、AI、チャットといった生活道具が個人主義を加速していった先に、自由・平等・博愛を至高のものとするフランス法の基本理念に基づく最大多数の最大幸福はあるのだろうか。

※フランス革命による人間及び市民の権利の宣言（1789. 11. 3 公布）第1条～第3条抜粋

- 第1条 人間は、自由かつ平等な権利をもって生れ、そして生存する。もろもろの社会的差別は、共通の利益にもとづくいがいにはありえない。 **（権利自由）**
- 第2条 すべての政治的統合の目的は、人間の、時効により消滅しない自然権の保持にある。これらの権利とは、自由・所有・安全および抑圧への反抗である。**（独立自治）**
- 第3条 すべての主権の淵源は、本来、国民のうちにある。いかなる団体も個人も、はっきりと国民からでていない権力を行使することはできない。 **（国民主権）**

(参考文献)

- 「権利自由の揺籃」・・・村上 一 博著
「法窓夜話」・・・穂積 陳重著
「人と家と法」・・・中川 善之助著
「フランス法」上・下・・・長谷川 正安著
「不動産研究・創刊号」・・・門脇 淳著
「磯部四郎論文選集」・・・村上 一 博著
「安達峰一郎・人と業績」・・・財団法人安達峰一郎記念財団

明治大学 校歌 2番

権利自由の遥鑑の
歴史は古く今もなほ
強き光に輝きけり
独立自治の旗翳し
高き理想の道を行く
我等が健児の意気をば知るや
我等が健児の意気をば知るや

令和5年12月5日

不動産鑑定士 小関 富雄

